

# 豊島区立郷土資料館運営委員会設置要綱

平成17年4月1日

学習・スポーツ課長決定

改正 令和3年12月9日

文化商工部長決定

## (設置)

第1条 豊島区立郷土資料館（以下「資料館」という。）の適正な運営を図るため、豊島区立郷土資料館運営委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

## (所掌事務)

第2条 委員会は、前条の目的を達成するため、次の事項について審議し、意見を述べるものとする。

- (1) 資料館の事業運営に関すること。
- (2) 新館構想のあり方に関すること。
- (3) その他、区長が必要と認める事項に関すること。

## (組織)

第3条 委員会は、次に掲げる資格を有するものの中から、区長が委嘱する委員10名以内をもって組織する。

- (1) 学識経験者
- (2) 郷土資料館の事業運営に熱意と理解を有する者。

## (任期)

第4条 委員の任期は2年とする。ただし、欠員を生じた場合の後任委員、又は新たに必要が生じたため委嘱された委員の任期は、他の委員の残任期間とする。

2. 委員は、再任を妨げない。

## (委員長および副委員長)

第5条 委員会に委員長および副委員長を置く。

2. 委員長および副委員長は委員の互選によって定める。

## (庶務)

第6条 委員会の庶務は資料館において処理する。

## (委任)

第7条 会議の運営その他必要な事項は、委員会が定める。

## 付 則

この要綱は、平成17年4月1日から実施する。

## 附 則

この要綱は、令和3年12月9日から施行する。